

2026 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 ジャパンホームシールド株式会社
代 表 者 名 代表取締役 勅使河原 隆巳
(コード番号：667A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 山 路 浩 尉
(TEL. 03-5624-1545)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 4,170,900 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 1 号
MCP 5 投資事業有限責任組合 4,170,900 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、株式会社 S B I 証券、岡三証券株式会社及びむさし証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（売出価格の決定にあたり、2026 年 11 月 11 日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026 年 11 月 18 日に決定する。）
- (5) 申 込 期 間 2026 年 11 月 19 日（木曜日）から
2026 年 11 月 25 日（水曜日）まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 株 式 受 渡 期 日 2026 年 11 月 30 日（月曜日）
- (8) 前記各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 625,600 株（上限）
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2026 年 11 月 18 日（売出価格等決定日）に決定される)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
野村證券株式会社 625,600 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における売価と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

(1) 売出株式数

普通株式 引受人の買取引受による売出し 4,170,900 株
オーバーアロットメントによる売出し 625,600 株 (※)

(2) 需要の申告期間 2026年11月12日(木曜日)から
2026年11月17日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 2026年11月18日(水曜日)
(売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 2026年11月19日(木曜日)から
2026年11月25日(水曜日)まで

(5) 株式受渡期日 2026年11月30日(月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である MCP 5 投資事業有限責任組合(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、625,600 株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2026年12月25日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は、2026年11月30日から2026年12月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。配当については、事業成長のために必要な内部留保を確保しつつ、財務健全性及びキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、中長期的な企業価値向上及び株主還元を拡充するための資金として有効に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後は、事業成長に必要な投資及び財務健全性とのバランスを図りながら、連結配当性向 30%以上を目安として配当を実施する方針であります。配当額については、各事業年度の業績の推移、財政状態、キャッシュ・フローの状況及び投資計画の進捗等を

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

総合的に勘案し、決定してまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△641.71円	△38.03円	31.18円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	3.7%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、2024年2月期及び2025年2月期は当期純損失であるため記載していません。
4. 当社は、2026年7月16日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、2025年2月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2024年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2024年2月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△64.17円	△38.03円	31.18円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

3. ロックアップについて

上記1.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人かつ売出人であるMCP5投資事業有限責任組合、当社株主である株式会社テクノックス並びに当社新株予約権者である勅使河原隆巳、北野敦之、田生裕典、今井紀章、西川健二、内山雅紀、小田島直人及びその他10名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年5月28日までの期間(以下、「ロックアップ期

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式(当社新株予約権を含む)の売却等(ただし、上記1.の引受人の買取引受による株式売出し、上記2.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者(株式会社テクノックス及び株式会社東京カンテイ)との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注)「2.株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。